

松戸市水道事業工事関連業務委託最低制限価格取扱要綱

平成25年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、松戸市水道事業が発注する工事関連業務委託の契約に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第2項(自治令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定及び松戸市水道事業会計規程(昭和43年松戸市水道規程第5号)第100条第1項の規定による最低制限価格を設ける場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(対象の業務委託)

第2条 最低制限価格を設ける工事関連業務委託は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下「測量・コンサル」という。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、水道事業管理者が最低制限価格を設ける必要があると認める業務委託。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 測量・コンサルの最低制限価格の基準割合は、予定価格算出の基礎となる金額を別表1に掲げる割合で積算し合計額を求め、消費税及び地方消費税を加算した額を予定価格で除して得た割合とする(小数第7位を切り捨て)。

ただし、土木関係の建設コンサルタント業務については、その割合が100分の81を超える場合にあつては100分の81、100分の60に満たない場合にあつては100分の60、建築関係の建設コンサルタント業務については、その割合が100分の81を超える場合にあつては100分の81、100分の60に満たない場合にあつては100分の60、測量については、その割合が100分の82を超える場合にあつては100分の82、100分の60に満たない場合にあつては100分の60、地質調査については、その割合が100分の85を超える場合にあつては100分の85、100分の66.6に満たない場合にあつては100分の66.6、補償関係コンサルタント業務については、100分の81を超える場合にあつては100分の81、100分の60に満たない場合にあつては100分の60とする。

- 2 測量・コンサルの最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に前項で求めた基準割合を乗じ(当該価格に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)、これに消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、別表1に掲げる業種区分において複数の区分に該当する業務を一括して発注する契約に係る最低制限価格の算定方法は、別表2に定めるところによる。

- 4 前条第2号の最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除いた額に100分の60を乗じ（当該価格に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）、これに消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、水道事業管理者が特別な事情があると認めるときの乗じる割合は、この限りではない。

（公表の時期及び内容）

第4条 最低制限価格の公表の時期は、入札終了後に公表することとし、公表の内容は、最低制限価格（税抜き）を公表するものとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、松戸市水道事業会計規程第100条第2項の規定による公表文書において明示することにより行うものとする。

- （1）最低制限価格が設定されていること。
 - （2）最低制限価格を下回った入札を行った者（以下「失格者」という。）は、落札者とならないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、最低制限価格を入札執行前に公表することができる。

（落札者の決定）

第5条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に公告又は指名する建設工事等から適用し、施行日前までに公告又は指名した建設工事等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、施行日前までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1(第3条第1項)

業種の区分	①	②	③	④
土木関係の建設コンサルタント業務(注)	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術経費の60%の額	諸経費の60%の額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の50%の額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の90%の額	解析等調査業務費の80%の額	諸経費の50%の額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額

別表2（第3条第3項関係）

別表1に掲げる業種の区分において複数の区分に該当する業務を一括して発注する契約に係る最低制限価格の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項の規定により各業種の区分毎に基準割合を算定する。
- (2) 前号の規定により算定した基準割合を、各業種区分毎の予定価格算出の基礎となる金額の合計額に乗算する（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする）。
- (3) 前号の規定により算定した各業種の区分毎の金額を合計する。なお、当該合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (4) 前号の規定により算定した金額に、消費税及び地方消費税を加算する。

計算例

土木関係の建設コンサルタント業務と測量業務が混在している場合

【土木関係の建設コンサルタント業務】

（予定価格算出の基礎となる金額）

直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費等の額	計（税抜き） ①	計（税込み） ②
¥3,257,889	¥282,524	¥1,754,373	¥2,848,976	¥8,143,762	¥8,958,138



(1) 第3条第1項の規定により各業種の区分毎に基準割合を算定

直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の90%の額	一般管理費等の50%の額	計（税抜き）	計（税込み） ③
¥3,257,889	¥282,524	¥1,578,935	¥1,424,488	¥6,543,836	¥7,198,219

基準割合は、③7,198,219円 ÷ ②8,958,138円 = 0.803539（小数第7位切り捨て）…④



(2) 基準割合(④)を、各業種区分毎の予定価格算出の基礎となる金額の合計額(①)に乗算

④0.803539 × ①8,143,762円 = 6,543,830円（1円未満の端数切り捨て）

【測量業務】

(予定価格算出の基礎となる金額)

直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費の額	—	計(税抜き) ①	計(税込み) ②
¥146,189	¥0	¥140,049	—	¥286,238	¥314,861



(1) 第3条第1項の規定により各業種の区分毎に基準割合を算定

直接測量費 の額	測量調査費 の額	諸経費の 50%の額	—	計(税抜き)	計(税込み) ③
¥146,189	¥0	¥70,024	—	¥216,213	¥237,834

基準割合は、③237,834円÷②314,861円=0.755361(小数第7位切り捨て)…④



(2) 基準割合(④)を、各業種区分毎の予定価格算出の基礎となる金額の合計額(①)に乘算

④0.755361×①286,238円=216,213円(1円未満の端数切り捨て)



(3) 算定した各業種の区分毎の金額を合計

土木関係の建設コンサルタント業務：6,543,830円

測量業務：216,213円

合計額：6,760,043円 ⇒ 6,760,000円(千円未満切り捨て)

この6,760,000円が最低制限価格(税抜き)となる。



(4) 消費税及び地方消費税を加算

6,760,000円×1.1=7,436,000円

この7,436,000円が最低制限価格(税込み)となる。